

北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度の改正について

1 概要

「環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方について（答申）」（平成 30 年 2 月）を受けて、本市の産業廃棄物処理業が、「総合的な資源・環境産業への成長」、「地域との共生」及び「SDGs の実現」を目指す取組の一つとして、事業者の望ましい取組を整理し推進することを目的に、現行の産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度について認定基準を中心に見直すこととしたもの。

2 改正の目的

- （１）現行制度の認定基準の明確化
- （２）処理業者については国の優良認定制度の認定基準※を取り入れる。ただし、中小企業でも認定取得に取組みやすいよう、以下の 2 情報公開、3 環境配慮の取組に関しては、認定にあたっての選択項目とすることで条件を緩和する。

※国の優良認定制度の認定基準

- 1 実績と遵法性 2 事業の透明性（情報公開） 3 環境配慮の取組
- 4 電子マニフェスト 5 財務体質の健全性

3 改正の内容

改正した認定基準は別紙「新認定基準一覧」のとおり

4 令和 2 年度の認定事業者の応募状況について

令和 2 年度の認定事業者の募集を 2 月 18 日～3 月 6 日まで実施。3 月 10 日に、認定に係る有識者会議を開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期（開催時期未定）。

募集については予定通り実施し、更新事業者は排出事業者 1 社、処理業者 2 社、新規応募者は処理業者 2 社の計 5 社が応募。

新認定基準一覧

1 排出事業者

(1) 必須項目

	評価項目	備考
ア	法を遵守していること。	現行基準 ^{※1}
イ	産業廃棄物の3R又は適正処理の取組が他と比べ特に顕著で優れていると認められること。	現行基準
ウ	その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出量が減少傾向にあるなど、その取組の効果が実績として認められること。ただし、生産量その他活動量の増加に伴う排出量の増加や相当の理由がある場合はこの限りでない。	現行基準
エ	事業場内の清掃を実施し、常に清潔に保っていること。	現行基準 ^{※1}
オ	電子マニフェストに加入していること。	新規 ^{※1}

※1 処理業者と同項目

(2) 選択項目（10項目中5項目適合が認定条件）

	評価項目	備考
ア	産業廃棄物の処理及びリサイクルに関する作業マニュアルを作成し、事業場内で共有していること。	新規 ^{※2}
イ	産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じていること。	新規
ウ	産業廃棄物の処理の流れ（2次処理先、処分先、リサイクル先を含む。）を把握していること。	新規
エ	事業場内で発生した産業廃棄物の処理において、本市又は国の優良処理業者へ優先委託していること。	新規
オ	ISO14001、エコアクション21等の認証を取得していること。	新規 ^{※2}
カ	環境に配慮された車両を導入していること。	新規 ^{※2}
キ	環境カウンセラー、公害防止管理者等の資格を有する者を雇用していること。	新規 ^{※2}
ク	定期的に事業場周辺における大気、騒音、振動、水質、悪臭等の環境調査を実施していること。	新規 ^{※2}
ケ	地域貢献活動を実施していること。	新規 ^{※2}
コ	地域への情報公開を実施していること。	新規 ^{※2}

※2 処理業者と同項目

2 処理業者

(1) 必須項目

	評価項目	備考
ア	法を遵守していること。	現行基準 ^{※3} 国基準
イ	直前3年の各事業年度において、毎年度処理が行われ、かつ、当該3事業年度の平均処理量が次のいずれかを満たすこと。 (ア) 建設系産業廃棄物 1000トン以上 (イ) 建設系産業廃棄物以外 100トン以上	現行基準
ウ	産業廃棄物の減量化、再生利用又は適正処理の取組が他と比べ特に顕著で優れていると認められること。	現行基準
エ	産業廃棄物の高度な処理を行い、高い再生利用率を確保しているなど、その取組の効果が実績として認められること。	現行基準
オ	事業場内の清掃を実施し、常に清潔に保っていること。	現行基準 ^{※3}
カ	電子マニフェストシステムに加入していること。	新規 ^{※3} 国基準
キ	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であること。	新規 国基準
ク	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。	

※3 排出事業者と同項目

(2) 選択項目 (10項目中5項目適合が認定条件)

	評価項目	備考
ア	産業廃棄物の処理及びリサイクルに関する作業マニュアルを作成し、事業場内で共有していること。	新規※4
イ	I S O 1 4 0 0 1、エコアクション21等の認証を取得していること。	新規※4 国基準
ウ	環境に配慮された車両を導入していること。	新規※4
エ	環境カウンセラー、公害防止管理者等の資格を有する者を雇用していること。	新規※4
オ	定期的に事業場周辺における大気、騒音、振動、水質、悪臭等の環境調査を実施していること。	新規※4
カ	地域貢献活動を実施していること。	新規※4
キ	地域への情報公開を実施していること。	新規※4
ク	次に掲げる事項について、インターネットによる公表かつ更新をしていること。 (ア) 処理業者に係る基礎情報(名称、事業の内容) (イ) 事業計画の概要 (ウ) 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し (エ) 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する事項 (オ) 処理施設に関する事項 (カ) 産業廃棄物の処理工程図 (キ) 直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程 (ク) 直前3年間における産業廃棄物の受入量、処分量及び中間処理後の処分量 (ケ) 直前3年間における事業の用に供する産業廃棄物の処理施設(焼却施設その他の対象となる施設に限る。)に維持管理の状況 (コ) 直前3年間における事業の用に供する産業廃棄物の処理施設(焼却施設に限る。)の熱回収により得られた熱量 (サ) 直前3事業年度の財務諸表 (シ) 産業廃棄物の処理に要する料金を提示する方法 (ス) 業務を所掌する組織及び人員配置に関する事項 (セ) 事業所の公開の有無及び公開している場合にあってはその頻度	新規 国基準
ケ	所有する施設の保守点検表を整備し、点検を実施していること。	新規
コ	定期的に市が主催する産業廃棄物に関する講習会やセミナーに従業員を参加させていること。	新規

※4 排出事業者と同項目